

令和5年度 第2回二宮町地域公共交通活性化協議会（書面開催）  
議題

【議題】普通旅客運賃の割引の変更について  
会議時の割引

割引	100円均一	対象者の割引後の料金
対象	・身体・知的障がい者、児童福祉施設入居者等 ・ <u>精神障がい者</u> 【第1回協議会で追加】	・大人 200円⇒100円 ・小児 100円⇒ <u>100円</u>

※割引が100円均一となっていることで、小児が実質的な割引対象になっていない。

変更後

割引	<u>5割引</u>	対象者の割引後の料金
対象	・身体・知的障がい者、児童福祉施設入居者等 ・ <u>精神障がい者</u> 【第1回協議会で追加】	・大人 200円⇒100円 ・小児 100円⇒ <u>50円</u>

※割引を「5割引」とすることで、小児も割引対象となる。

## 別紙

### 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条2項に掲げる 協議が調っていることの証明書 (案)

令和5年○月○日開催の二宮町地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

#### 記

#### 1. 協議が調っている運行系統

##### 【朝便】

団地中央～山西小学校前～二宮駅北口

##### 【第1便、第5便】

二宮駅北口～山西小学校前・団地中央・富士見が丘児童館前～二宮駅北口

##### 【第2便、第6便】

二宮駅北口～富士見が丘児童館前・団地中央・山西小学校前～二宮駅北口

##### 【第3便、第7便】

二宮駅北口～峠公園・団地中央・西公園前・二宮駅北口

##### 【第4便、第8便】

二宮駅北口～西公園前・団地中央・峠公園～二宮駅北口

##### 【夕方便】

二宮駅北口～山西小学校前～団地中央

#### 2. 変更内容

- ・普通旅客運賃の割引を5割引きにする。
- ・普通旅客運賃の障害者割引の対象に、精神障害者を加える。第1回協議会で承認済み

#### 3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

- ・普通旅客運賃

片道：大人 200 円均一

小児（小学生以上中学生以下）100 円均一

未就学児無料

- ・運賃の割引

普通旅客運賃（片道）：5 割引き

対象：Ⅰ 身体障害者

（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人（必要と認める場合））

Ⅱ 知的障害者

（療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官

通知)に基づき、各都道府県知事等が療育手帳制度について定めた実施要綱に規定された療育手帳を所持している者及び、その介護人(必要と認める場合))

### Ⅲ 児童福祉法の適用を受ける者

(児童福祉法第12条の4、第41条から第44条に規定する諸施設において養護又は、保護を受けている者及び付添人(必要と認める場合))

### Ⅳ 精神障害者

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳(写真貼付のあるもの)の交付を受けている者及び、介護人(必要と認める場合))

## 4. 協議が調っているその他運賃割引サービス

<既存の運賃割引サービスから変更なし>

- ・割引手形① 通称：ニーノ手形 (購入対象者条件なし)

普通旅客運賃及び運賃割引対象者の運賃を100円引きとする。

購入金額 6ヶ月期間割引手形 3,000円

12ヶ月期間割引手形 5,000円

- ・割引手形② 通称：ミーヤ手形 (購入対象者条件あり)

大人の普通旅客運賃を200円引きとする。

対象者1 購入時において、町内在住の年齢が満75歳以上の者

対象者2 購入時において、町内在住の母子保健法における妊産婦

対象者3 購入時において、町内在住の未就学児の父母及び祖父母

購入金額 6ヶ月期間割引手形 5,000円

12ヶ月期間割引手形 8,000円

- ・回数券 通称：二宮町コミュニティバス回数券

普通旅客運賃及び運賃割引対象者の運賃として使用できる金券として扱う。

購入金額 1冊 2,000円(100円券24枚綴り)

## 5. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合はその条件

令和5年10月1日より適用

以上

令和5年○月○日

二宮町地域公共交通活性化協議会  
会長 梶田佳孝